

令和6年度第1回厚木市労働報酬審議会 次第

日 時 令和6年9月18日(水)

午後2時から

場 所 厚木市役所 本庁舎3階 特別会議室

1 開 会

2 諮 問 (労働報酬下限額について)

3 挨拶

4 審議会の会議録における委員氏名の公開等について

5 会議の公開について

6 案 件

(1) 令和7年度の工事請負契約に係る労働報酬下限額(案)について

【資料1-1、1-2】

(2) 令和7年度の業務委託及び管理協定対象委託契約に係る

労働報酬下限額(案)について【資料2-1、2-2】

7 その他

8 閉 会

厚木市労働報酬審議会委員名簿

役職	氏名 (敬称省略)	選出母体等
委員長	幼ハシ アキコ 高橋 暁子	弁護士
委員 (職務代理)	ヒライ 幼アキ 平井 貴章	神奈川県社会保険労務士会 厚木支部
委員	アトウ テツオ 安藤 哲雄	一般社団法人 厚木市建設業協会
委員	オガサワラ 幼シ 小笠原 隆	厚木商工会議所
委員	ツダ マナブ 津田 学	全建総連厚木建設連絡会
委員	ホリアイ ジュンイチロウ 堀合 純一郎	厚木愛甲地域連合

厚木市公契約条例施行規則 抜粋

(委員長等)

第8条 審議会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

令和7年度の工事請負契約に係る労働報酬下限額(案)について

1 対象

市が発注する予定価格1億円以上の工事請負契約業務に従事する労働者等（農林水産省及び国土交通省が公共工事の積算に用いるため毎年度決定する公共工事設計労務単価に掲げる職種の業務に従事する者に限る。）に係る労働報酬下限額（厚木市公契約条例第6条第1項第1号）

2 算定の根拠

労働報酬下限額の決定には、「公共工事設計労務単価（※）」を勘案するほか、地場賃金として信頼できる基準があれば、「その他公的機関が定める労務単価の基準」を適用する。
（厚木市公契約条例第6条第2項第1号及び第3号）

※ 公共工事や委託業務の設計額を積算する際に使用する単価であり、農林水産省及び国土交通省において、毎年、公共工事に従事する労働者について、都道府県別の賃金を職種ごとに調査し、その結果に基づいて決定しているもの

3 算定方法

(1) 公共工事設計労務単価が設定されている職種

農林水産省及び国土交通省が決定した令和7年度の神奈川県における公共工事設計労務単価を8で除して得た額（1円未満の端数がある場合は切り上げる。）に100分の90を乗じて得た額とする（1円未満の端数がある場合は切り上げる）。

(2) 公共工事設計労務単価が設定されていない職種

十分な有効標本数が確保できなかった等の理由により、令和7年度の神奈川県における公共工事設計労務単価が設定されていない職種は、労働報酬下限額の設定対象外とする。

(3) 見習い労働者

見習い労働者等は、厚木市公契約条例第6条第1項第2号に規定する労働者に支払われるべき労働報酬下限額と同額とする。

工事請負契約に係る厚木市労働報酬下限額算定表

※ 令和7年度の神奈川県公共工事設計労務単価が公表されていないため、令和6年度の単価で計算しています。

(単位:円)

令和6年度公共工事 設計労務単価(神奈川県)			厚木市労働報酬下限額												
業種	日額	1時間当たり	80%	85%	86%	87%	88%	89%	90%	91%	92%	93%	94%	95%	100%
特殊作業員	28,500	3,563	2,851	3,029	3,065	3,100	3,136	3,172	3,207	3,243	3,278	3,314	3,350	3,385	3,563
普通作業員	25,300	3,163	2,531	2,689	2,721	2,752	2,784	2,816	2,847	2,879	2,910	2,942	2,974	3,005	3,163
軽作業員	17,200	2,150	1,720	1,828	1,849	1,871	1,892	1,914	1,935	1,957	1,978	2,000	2,021	2,043	2,150
造園工	25,200	3,150	2,520	2,678	2,709	2,741	2,772	2,804	2,835	2,867	2,898	2,930	2,961	2,993	3,150
法面工	29,900	3,738	2,991	3,178	3,215	3,253	3,290	3,327	3,365	3,402	3,439	3,477	3,514	3,552	3,738
とび工	31,300	3,913	3,131	3,327	3,366	3,405	3,444	3,483	3,522	3,561	3,600	3,640	3,679	3,718	3,913
石工	31,200	3,900	3,120	3,315	3,354	3,393	3,432	3,471	3,510	3,549	3,588	3,627	3,666	3,705	3,900
ブロック工	28,900	3,613	2,891	3,072	3,108	3,144	3,180	3,216	3,252	3,288	3,324	3,361	3,397	3,433	3,613
電工	27,700	3,463	2,771	2,944	2,979	3,013	3,048	3,083	3,117	3,152	3,186	3,221	3,256	3,290	3,463
鉄筋工	29,000	3,625	2,900	3,082	3,118	3,154	3,190	3,227	3,263	3,299	3,335	3,372	3,408	3,444	3,625
鉄骨工	28,000	3,500	2,800	2,975	3,010	3,045	3,080	3,115	3,150	3,185	3,220	3,255	3,290	3,325	3,500
塗装工	32,700	4,088	3,271	3,475	3,516	3,557	3,598	3,639	3,680	3,721	3,761	3,802	3,843	3,884	4,088
溶接工	34,600	4,325	3,460	3,677	3,720	3,763	3,806	3,850	3,893	3,936	3,979	4,023	4,066	4,109	4,325
運転手(特殊)	30,000	3,750	3,000	3,188	3,225	3,263	3,300	3,338	3,375	3,413	3,450	3,488	3,525	3,563	3,750
運転手(一般)	25,200	3,150	2,520	2,678	2,709	2,741	2,772	2,804	2,835	2,867	2,898	2,930	2,961	2,993	3,150
潜かん工	35,000	4,375	3,500	3,719	3,763	3,807	3,850	3,894	3,938	3,982	4,025	4,069	4,113	4,157	4,375
潜かん世話役	41,600	5,200	4,160	4,420	4,472	4,524	4,576	4,628	4,680	4,732	4,784	4,836	4,888	4,940	5,200
さく岩工	35,500	4,438	3,551	3,773	3,817	3,862	3,906	3,950	3,995	4,039	4,083	4,128	4,172	4,217	4,438
トンネル特殊工	37,600	4,700	3,760	3,995	4,042	4,089	4,136	4,183	4,230	4,277	4,324	4,371	4,418	4,465	4,700
トンネル作業員	29,300	3,663	2,931	3,114	3,151	3,187	3,224	3,261	3,297	3,334	3,370	3,407	3,444	3,480	3,663
トンネル世話役	38,400	4,800	3,840	4,080	4,128	4,176	4,224	4,272	4,320	4,368	4,416	4,464	4,512	4,560	4,800
橋りょう特殊工	32,600	4,075	3,260	3,464	3,505	3,546	3,586	3,627	3,668	3,709	3,749	3,790	3,831	3,872	4,075
橋りょう塗装工	33,600	4,200	3,360	3,570	3,612	3,654	3,696	3,738	3,780	3,822	3,864	3,906	3,948	3,990	4,200
橋りょう世話役	37,600	4,700	3,760	3,995	4,042	4,089	4,136	4,183	4,230	4,277	4,324	4,371	4,418	4,465	4,700
土木一般世話役	31,400	3,925	3,140	3,337	3,376	3,415	3,454	3,494	3,533	3,572	3,611	3,651	3,690	3,729	3,925
高級船員	36,500	4,563	3,651	3,879	3,925	3,970	4,016	4,062	4,107	4,153	4,198	4,244	4,290	4,335	4,563
普通船員	29,400	3,675	2,940	3,124	3,161	3,198	3,234	3,271	3,308	3,345	3,381	3,418	3,455	3,492	3,675
潜水士	46,300	5,788	4,631	4,920	4,978	5,036	5,094	5,152	5,210	5,268	5,325	5,383	5,441	5,499	5,788
潜水連絡員	33,500	4,188	3,351	3,560	3,602	3,644	3,686	3,728	3,770	3,812	3,853	3,895	3,937	3,979	4,188
潜水送気員	32,200	4,025	3,220	3,422	3,462	3,502	3,542	3,583	3,623	3,663	3,703	3,744	3,784	3,824	4,025
山林砂防工	30,700	3,838	3,071	3,263	3,301	3,340	3,378	3,416	3,455	3,493	3,531	3,570	3,608	3,647	3,838
軌道工	52,800	6,600	5,280	5,610	5,676	5,742	5,808	5,874	5,940	6,006	6,072	6,138	6,204	6,270	6,600
型わく工	29,900	3,738	2,991	3,178	3,215	3,253	3,290	3,327	3,365	3,402	3,439	3,477	3,514	3,552	3,738
大工	28,700	3,588	2,871	3,050	3,086	3,122	3,158	3,194	3,230	3,266	3,301	3,337	3,373	3,409	3,588
左官	29,900	3,738	2,991	3,178	3,215	3,253	3,290	3,327	3,365	3,402	3,439	3,477	3,514	3,552	3,738
配管工	25,600	3,200	2,560	2,720	2,752	2,784	2,816	2,848	2,880	2,912	2,944	2,976	3,008	3,040	3,200
はつり工	28,500	3,563	2,851	3,029	3,065	3,100	3,136	3,172	3,207	3,243	3,278	3,314	3,350	3,385	3,563
防水工	31,300	3,913	3,131	3,327	3,366	3,405	3,444	3,483	3,522	3,561	3,600	3,640	3,679	3,718	3,913
板金工	31,700	3,963	3,171	3,369	3,409	3,448	3,488	3,528	3,567	3,607	3,646	3,686	3,726	3,765	3,963
タイル工	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サッシ工	29,900	3,738	2,991	3,178	3,215	3,253	3,290	3,327	3,365	3,402	3,439	3,477	3,514	3,552	3,738
屋根ふき工	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
内装工	31,700	3,963	3,171	3,369	3,409	3,448	3,488	3,528	3,567	3,607	3,646	3,686	3,726	3,765	3,963
ガラス工	29,900	3,738	2,991	3,178	3,215	3,253	3,290	3,327	3,365	3,402	3,439	3,477	3,514	3,552	3,738
建具工	25,700	3,213	2,571	2,732	2,764	2,796	2,828	2,860	2,892	2,924	2,956	2,989	3,021	3,053	3,213
ダクト工	26,000	3,250	2,600	2,763	2,795	2,828	2,860	2,893	2,925	2,958	2,990	3,023	3,055	3,088	3,250
保温工	26,100	3,263	2,611	2,774	2,807	2,839	2,872	2,905	2,937	2,970	3,002	3,035	3,068	3,100	3,263
建築ブロック工	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
設備機械工	26,400	3,300	2,640	2,805	2,838	2,871	2,904	2,937	2,970	3,003	3,036	3,069	3,102	3,135	3,300
交通誘導員A	18,800	2,350	1,880	1,998	2,021	2,045	2,068	2,092	2,115	2,139	2,162	2,186	2,209	2,233	2,350
交通誘導員B	16,600	2,075	1,660	1,764	1,785	1,806	1,826	1,847	1,868	1,889	1,909	1,930	1,951	1,972	2,075

令和 7 年度の業務委託及び管理協定対象委託契約 に係る労働報酬下限額（案）について

1 対象

市が発注する予定価格 1 千万円以上の業務の委託に関する契約及び管理協定（市長等が別に定める契約及び管理協定に限る。）業務に従事する労働者等に係る労働報酬下限額
（厚木市公契約条例第 6 条第 1 項第 2 号）

2 算定の根拠

労働報酬下限額の決定には、「地域別の最低賃金額」を勘案するほか、地場賃金として信頼できる基準があれば、「その他公的機関が定める労務単価の基準」を適用する。

（厚木市公契約条例第 6 条第 2 項第 2 号及び第 3 号）

3 最低賃金の改定状況

中央最低賃金審議会（厚生労働相の諮問機関）は、令和 6 年 7 月、令和 6 年度の引き上げの目安額について「50 円」との意見をまとめ、神奈川県では、同年 8 月に神奈川県の最低賃金を 50 円（4.49%）引き上げ、時間額 1,162 円に決定したことを公示しました。

これにより、現在の労働報酬下限額（時間額 1,158 円）と最低賃金との差額は -4 円となりました。

4 算出のポイント

(1) 必須要件：労働報酬下限額 > 神奈川県の最低賃金額

公契約条例の目的から、労働報酬下限額は神奈川県の最低賃金額を常に上回っている必要がありますが、毎年 4 月に改定する労働報酬下限額に対して、神奈川県の最低賃金は 10 月に改定されるため、次回の改定額を予想して労働報酬下限額を決定する必要があります。

(2) 令和 7 年度神奈川県の最低賃金想定

今年度、神奈川県の最低賃金が 50 円（4.49%）の引き上げとなり、次年度においても今年と同程度引き上げられると仮定します。

$$1,162 \text{ 円} + (1,162 \text{ 円} \times 4.49\%) = 1,214 \text{ 円}$$

5 設定額（案）

- (1) 今年度の労働報酬下限額に県最低賃金の上昇率を引き上げて、更に過去10年の上昇額の平均値6円を加算。

$$\underline{\underline{1,158 \text{ 円 (令和6年度労働報酬下限額)} + \{ (1,158 \text{ 円} \times 4.49\%) + 6 \text{ 円} \} = 1,216 \text{ 円}}}$$

- (2) 今年度の労働報酬下限額に県最低賃金の上昇率を引き上げて、更に過去10年の上昇率の平均値0.58%の7円を加算。

$$\underline{\underline{1,158 \text{ 円 (令和6年度労働報酬下限額)} + \{ 1,158 \text{ 円} \times (4.49\% + 0.58\%) \} = 1,217 \text{ 円}}}$$

※例年どおりに算出した場合

県最低賃金の上昇率4.49%を引き上げた52円を加算。

$$\underline{\underline{1,158 \text{ 円 (令和6年度労働報酬下限額)} + 52 \text{ 円} = 1,210 \text{ 円}}}$$

しかしながら令和7年度の県最低賃金が令和7年10月1日に改定され、1,162円からさらに次年度も同じく4.49%が引き上げられると仮定し、52円を加算。

$$\underline{\underline{1,162 \text{ 円 (令和6年度県最低賃金)} + 52 \text{ 円} = 1,214 \text{ 円}}}$$

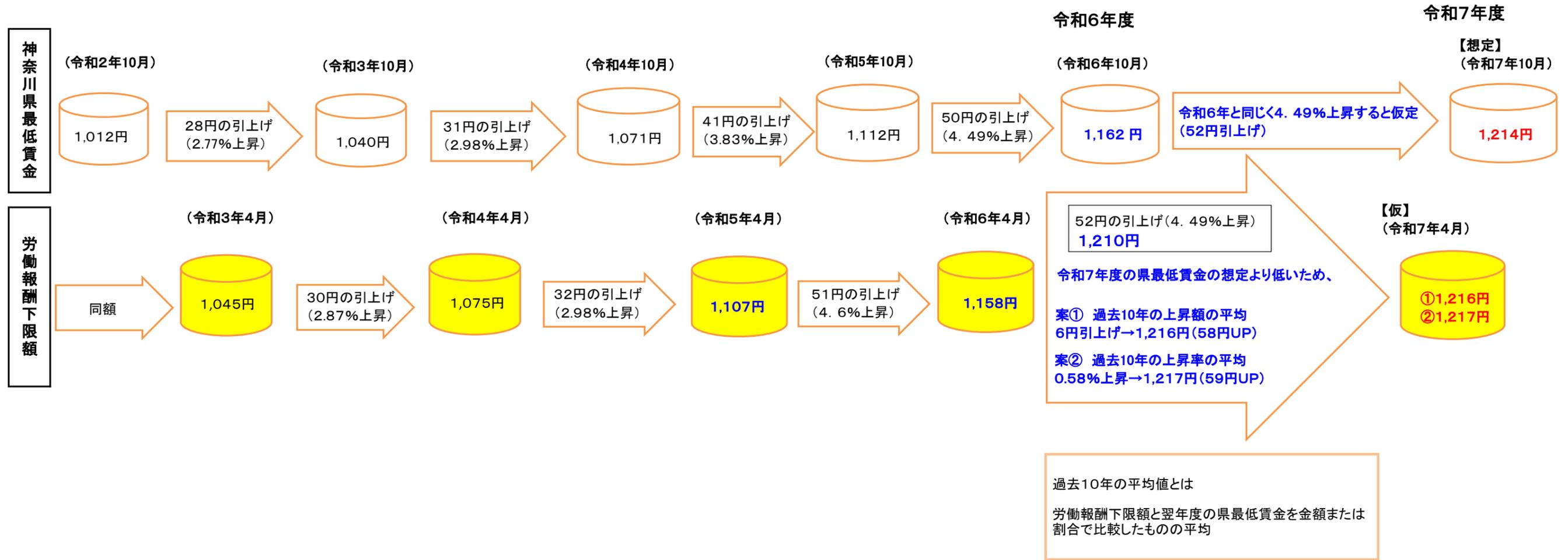
年度の途中で労働報酬下限額と県最低賃金が逆転してしまう可能性があります。

労働報酬下限額が県最低賃金を下回ってしまうことは好ましくないと考えられるため、過去10年の上昇額の平均値もしくは上昇率の平均値の金額を加算。

【参考】政府目標

令和6年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2024について」において、「最低賃金は、2023年に全国加重平均1,004円となった。公労使三者で構成する最低賃金審議会における毎年の議論の積み重ねを経て、2030年代半ばまでに全国加重平均を1,500円となることを目指すとした目標について、より早く達成ができるよう、労働生産性の引上げに向けて、自動化・省力化投資の支援、事業承継やM&Aの環境整備に取り組む。」とされている。

労働報酬下限額(委託等)の推移



最低賃金・厚木市労働報酬下限額 比較

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
神奈川県最低賃金		868円	887円	905円	930円	956円	983円	1,011円	1,012円	1,040円	1,071円	1,112円	1,162円	1,214円(仮)
厚木市労働報酬下限額	882円	894円	911円	929円	954円	988円	1,016円	1,045円	1,045円	1,075円	1,107円	1,158円	1,216~1,217円	

【参考】

○公契約条例制定市

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
川崎市	907円	907円	910円	928円	964円	995円	1,025円	1,056円	1,056円	1,086円	1,118円	1,162円	
相模原市	885円	890円	909円	927円	962円	1,000円	1,029円	1,059円	1,059円	1,088円	1,120円	1,168円	
国分寺市	-	-	-	929円	946円	975円	1,005円	1,036円	1,036円	1,064円	1,097円	1,139円	
渋谷区	-	-	916円	947円	958円	993円	1,019円	1,118円	1,122円	1,127円	1,172円	1,240円	
足立区	-	910円	930円	950円	970円	1,000円	1,030円	1,060円	1,094円	1,094円	1,130円	1,219円	
千代田区	-	938円	938円	941円	967円	1,042円	1,077円	1,095円	1,095円	1,104円	1,129円	1,200円	
世田谷区	-	-	-	950円	1,020円	1,020円	1,070円	1,130円	1,130円	1,170円	1,230円	1,231円	
目黒区	-	-	-	-	-	1,030円	1,040円	1,070円	1,080円	1,100円	1,110円	1,191円	
新宿区	-	-	-	-	-	-	1,020円	1,050円	1,050円	1,080円	1,202円	1,245円	
杉並区	-	-	-	-	-	-	-	-	1,083円	1,093円	1,138円	1,231円	

【令和7年度】試算

地域別最低賃金改定状況(全国一覽)

都道府県	前年同伸率		令和6年度			令和5年度			令和4年度			令和3年度			令和2年度			令和1年度			平成30年度			平成29年度			平成28年度			平成27年度			平成26年度 時間額
	時間額	差額	時間額	差額	伸率	時間額	差額	伸率	時間額	差額	伸率	時間額	差額	伸率																			
北海道	1,063	53	1,010	50	5.21	960	40	4.35	920	31	3.49	889	28	3.25	861	0	0.00	861	26	3.11	835	25	3.09	810	24	3.05	786	22	2.88	764	16	2.14	748
青森	1,011	58	953	55	6.12	898	45	5.28	853	31	3.77	822	29	3.66	793	3	0.38	790	28	3.67	762	24	3.25	738	22	3.07	716	21	3.02	695	16	2.36	679
岩手						893	39	4.57	854	33	4.02	821	28	3.53	793	3	0.38	790	28	3.67	762	24	3.25	738	22	3.07	716	21	3.02	695	17	2.51	678
宮城	1,026	53	973	50	5.42	923	40	4.53	883	30	3.52	853	28	3.39	825	1	0.12	824	26	3.26	798	26	3.37	772	24	3.21	748	22	3.03	726	16	2.25	710
秋田	1,008	57	951	54	6.02	897	44	5.16	853	31	3.77	822	30	3.79	792	2	0.25	790	28	3.67	762	24	3.25	738	22	3.07	716	21	3.02	695	16	2.36	679
山形						900	46	5.39	854	32	3.89	822	29	3.66	793	3	0.38	790	27	3.54	763	24	3.25	739	22	3.07	717	21	3.02	696	16	2.35	680
福島	1,013	58	955	55	6.11	900	42	4.90	858	30	3.62	828	28	3.50	800	2	0.25	798	26	3.37	772	24	3.21	748	22	3.03	726	21	2.98	705	16	2.32	689
茨城	1,060	55	1,005	52	5.46	953	42	4.61	911	32	3.64	879	28	3.29	851	2	0.24	849	27	3.28	822	26	3.27	796	25	3.24	771	24	3.21	747	18	2.47	729
栃木	1,057	53	1,004	50	5.24	954	41	4.49	913	31	3.51	882	28	3.28	854	1	0.12	853	27	3.27	826	26	3.25	800	25	3.23	775	24	3.20	751	18	2.46	733
群馬	1,038	53	985	50	5.35	935	40	4.47	895	30	3.47	865	28	3.35	837	2	0.24	835	26	3.21	809	26	3.32	783	24	3.16	759	22	2.99	737	16	2.22	721
埼玉	1,130	52	1,078	50	4.86	1,028	41	4.15	987	31	3.24	956	28	3.02	928	2	0.22	926	28	3.12	898	27	3.10	871	26	3.08	845	25	3.05	820	18	2.24	802
千葉	1,128	52	1,076	50	4.87	1,026	42	4.27	984	31	3.25	953	28	3.03	925	2	0.22	923	28	3.13	895	27	3.11	868	26	3.09	842	25	3.06	817	19	2.38	798
東京	1,215	52	1,163	50	4.49	1,113	41	3.82	1,072	31	2.98	1,041	28	2.76	1,013	0	0.00	1,013	28	2.84	985	27	2.82	958	26	2.79	932	25	2.76	907	19	2.14	888
神奈川県	1,214	52	1,162	50	4.50	1,112	41	3.83	1,071	31	2.98	1,040	28	2.77	1,012	1	0.10	1,011	28	2.85	983	27	2.82	956	26	2.80	930	25	2.76	905	18	2.03	887
新潟	1,042	57	985	54	5.80	931	41	4.61	890	31	3.61	859	28	3.37	831	1	0.12	830	27	3.36	803	25	3.21	778	25	3.32	753	22	3.01	731	16	2.24	715
富山	1,051	53	998	50	5.27	948	40	4.41	908	31	3.53	877	28	3.30	849	1	0.12	848	27	3.29	821	26	3.27	795	25	3.25	770	24	3.22	746	18	2.47	728
石川	1,038	54	984	51	5.47	933	42	4.71	891	30	3.48	861	28	3.36	833	1	0.12	832	26	3.23	806	25	3.20	781	24	3.17	757	22	2.99	735	17	2.37	718
福井	1,040	56	984	53	5.69	931	43	4.84	888	30	3.50	858	28	3.37	830	1	0.12	829	26	3.24	803	25	3.21	778	24	3.18	754	22	3.01	732	16	2.23	716
山梨	1,041	53	988	50	5.33	938	40	4.45	898	32	3.70	866	28	3.34	838	1	0.12	837	27	3.33	810	26	3.32	784	25	3.29	759	22	2.99	737	16	2.22	721
長野	1,051	53	998	50	5.27	948	40	4.41	908	31	3.53	877	28	3.30	849	1	0.12	848	27	3.29	821	26	3.27	795	25	3.25	770	24	3.22	746	18	2.47	728
岐阜	1,055	54	1,001	51	5.37	950	40	4.40	910	30	3.41	880	28	3.29	852	1	0.12	851	26	3.15	825	25	3.13	800	24	3.09	776	22	2.92	754	16	2.17	738
静岡	1,087	53	1,034	50	5.08	984	40	4.24	944	31	3.40	913	28	3.16	885	0	0.00	885	27	3.15	858	26	3.13	832	25	3.10	807	24	3.07	783	18	2.35	765
愛知	1,129	52	1,077	50	4.87	1,027	41	4.16	986	31	3.25	955	28	3.02	927	1	0.11	926	28	3.12	898	27	3.10	871	26	3.08	845	25	3.05	820	20	2.50	800
三重	1,076	53	1,023	50	5.14	973	40	4.29	933	31	3.44	902	28	3.20	874	1	0.11	873	27	3.19	846	26	3.17	820	25	3.14	795	24	3.11	771	18	2.39	753
滋賀	1,070	53	1,017	50	5.17	967	40	4.31	927	31	3.46	896	28	3.23	868	2	0.23	866	27	3.22	839	26	3.20	813	25	3.17	788	24	3.14	764	18	2.41	746
京都	1,110	52	1,058	50	4.96	1,008	40	4.13	968	31	3.31	937	28	3.08	909	0	0.00	909	27	3.06	882	26	3.04	856	25	3.01	831	24	2.97	807	18	2.28	789
大阪	1,166	52	1,114	50	4.70	1,064	41	4.01	1,023	31	3.13	992	28	2.90	964	0	0.00	964	28	2.99	936	27	2.97	909	26	2.94	883	25	2.91	858	20	2.39	838
兵庫	1,106	54	1,052	51	5.09	1,001	41	4.27	960	32	3.45	928	28	3.11	900	1	0.11	899	28	3.21	871	27	3.20	844	25	3.05	819	25	3.15	794	18	2.32	776
奈良	1,039	53	986	50	5.34	936	40	4.46	896	30	3.46	866	28	3.34	838	1	0.12	837	26	3.21	811	25	3.18	786	24	3.15	762	22	2.97	740	16	2.21	724
和歌山	1,034	54	980	51	5.49	929	40	4.50	889	30	3.49	859	28	3.37	831	1	0.12	830	27	3.36	803	26	3.35	777	24	3.19	753	22	3.01	731	16	2.24	715
鳥取	1,018	61	957	57	6.33	900	46	5.39	854	33	4.02	821	29	3.66	792	2	0.25	790	28	3.67	762	24	3.25	738	23	3.22	715	22	3.17	693	16	2.36	677
島根						904	47	5.48	857	33	4.00	824	32	4.04	792	2	0.25	790	26	3.40	764	24	3.24	740	22	3.06	718	22	3.16	696	17	2.50	679
岡山	1,035	53	982	50	5.36	932	40	4.48	892	30	3.48	862	28	3.36	834	1	0.12	833	26	3.22	807	26	3.33	781	24	3.17	757	22	2.99	735	16	2.23	719
広島	1,073	53	1,020	50	5.15	970	40	4.30	930	31	3.45	899	28	3.21	871	0	0.00	871	27	3.20	844	26	3.18	818	25	3.15	793	24	3.12	769	19	2.53	750
山口	1,033	54	979	51	5.50	928	40	4.50	888	31	3.62	857	28	3.38	829	0	0.00	829	27	3.37	802	25	3.22	777	24	3.19	753	22	3.01	731	16	2.24	715
徳島						896	41	4.80	855	31	3.76	824	28	3.52	796	3	0.38	793	27	3.52	766	26	3.51	740	24	3.35	716	21	3.02	695	16	2.36	679
香川	1,025	55	970	52	5.66	918	40	4.56	878	30	3.54	848	28	3.41	820	2	0.24	818	26	3.28	792	26	3.39	766	24	3.23	742	23	3.20	719	17	2.42	702
愛媛						897	44	5.16	853	32	3.90	821	28	3.53	793	3	0.38	790	26	3.40	764	25	3.38	739	22	3.07	717	21	3.02	696	16	2.35	680

厚木市公契約条例

(目的)

第1条 この条例は、市が締結する公契約に係る基本方針を定めるとともに、市及び受注者の公契約の締結に伴う責務を明確にすること等により、当該業務に従事する労働者等の労働環境の整備並びに公契約に係る事務及び事業（以下「公契約事務等」という。）の質の向上を図り、もって地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 市が締結する工事又は製造その他についての請負の契約及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市の指定を受けたものとし、市が締結する公の施設の管理に関する協定（以下「管理協定」という。）をいう。
- (2) 市長等 公契約を締結する権限を有する者（受注者を除く。）をいう。
- (3) 受注者 市と公契約を締結する者をいう。
- (4) 受注関係者 次に掲げる者をいう。
 - ア 下請、再委託その他いかなる名称によるかを問わず、市以外の者から公契約に係る業務の一部について請け負う者
 - イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づき受注者又はアに掲げる者へ公契約に係る業務に従事する労働者を派遣する者
- (5) 労働者等 次に掲げる者をいう。
 - ア 受注者又は受注関係者に雇用され、公契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者を除く。）
 - イ 自らが提供する労働の対価を得るため、受注者又は受注関係者から公契約に係る業務を請け負う者

(基本方針)

第3条 公契約事務等の実施に当たっての基本となるべき事項（以下「基本方針」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 公契約の過程及び内容の透明性を確保すること。
- (2) 適正な競争を促進し、より予算を有効に執行すること。
- (3) 談合その他の不正行為の排除を徹底すること。
- (4) 公契約の適正な履行を確保すること。
- (5) 労働者等の労働環境に配慮すること。
- (6) 地域経済の活性化に努めること。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、基本方針の下に公契約に係る施策を推進するものとする。

(受注者の責務)

第5条 受注者は、市の事務及び事業を実施する者としての社会的責任を自覚し、公契約を適正に履行するものとする。

2 受注者は、労働者等の労働環境の整備に努めるものとする。

3 受注者は、受注関係者との契約を締結するに当たっては、関係法令を遵守することが公契約事務等の質の向上に資することを認識し、その契約を締結するものとする。

4 受注者は、市が推進する公契約に係る施策に協力するものとする。

(労働報酬下限額)

第6条 市長は、毎年、次の各号に掲げる公契約の種類ごとに、当該各号に定める者に対して支払われるべき1時間当たりの労働の対価の下限の額（以下「労働報酬下限額」という。）を定めるものとする。

(1) 市が発注する予定価格1億円以上の工事の請負契約（以下「対象請負契約」という。） 対象請負契約に係る業務に従事する労働者等（農林水産省及び国土交通省が公共工事の積算に用いるため毎年度決定する公共工事設計労務単価（以下「設計労務単価」という。）に掲げる職種の業務に従事する者に限る。）

(2) 市が発注する予定価格1,000万円以上の業務の委託に関する契約及び管理協定（市長等が別に定める契約及び管理協定に限る。以下「対象委託契約」という。）

対象委託契約に係る業務に従事する労働者等

2 労働報酬下限額は、対象請負契約及び対象委託契約の内容に応じて、次に掲げる額等を勘案して定めるものとする。

(1) 設計労務単価

(2) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第1項に規定する地域別最低賃金において定める最低賃金額

(3) その他公的機関が定める労務単価の基準

3 市長は、労働報酬下限額を定めようとする場合は、厚木市労働報酬審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、労働報酬下限額を定めた場合は、これを告示するものとする。

(契約において定める事項)

第7条 市長等は、対象請負契約又は対象委託契約においては、前条第1項各号に掲げる者に対し、受注者が同条に規定する労働報酬下限額以上の労働の対価を支払わなければならないことその他のこの条例の目的を達成するために必要な事項を定めるものとする。

(労働報酬審議会)

第8条 市長は、労働報酬下限額等について調査審議するため、事業者等で構成する厚木市労働報酬審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(出資法人等)

第9条 市が出資その他の財政上の援助を行う法人であって、規則で定めるもの（以下「出資法人等」という。）は、この条例の目的に沿って、出資法人等が当事者となる契約については市が当事者となる契約に準じた取扱いをするよう努めるものとする。

(点検等)

第10条 市長は、5年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況の点検及び評価を実施し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第6条、第8条並びに附則第3項及び第4項の規定は、同年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第7条の規定は、この条例の施行の日以後に、公告その他の申込みの誘引又は指定管理者の指定の申請に係る告知を行う対象契約について適用する。

(厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年厚木市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中第60号を第61号とし、第59号の次に次の1号を加える。

(60) 労働報酬審議会の委員

第2条第1項中「第59号」を「第60号」に改め、同条第2項中「前条第60号」を「前条第61号」に改める。

第3条中「第1条第60号」を「第1条第61号」に改める。

第5条第1項中「第60号」を「第61号」に改める。

第6条第1項第1号中「第59号」を「第60号」に改める。

別表に次のように加える。

60	労働報酬審議会の委員	委員長	日額	8,800円
		委員	日額	7,800円

(厚木市セーフコミュニティ推進条例の一部改正)

4 厚木市セーフコミュニティ推進条例（平成24年厚木市条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

(厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年厚木市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中第61号を第62号とし、第60号の次に次の1号を加える。

(61) セーフコミュニティ推進委員会の委員

第2条第1項中「第60号」を「第61号」に改め、同条第2項中「前条第61号」を「前条第62号」に改める。

第3条中「第1条第61号」を「第1条第62号」に改める。

第5条第1項中「第61号」を「第62号」に改める。

第6条第1項第1号中「第60号」を「第61号」に改める。
別表に次のように加える。

61	セーフコミュニティ推進委員会の委員	委員長	日額	8,800円
		委員	日額	7,800円

厚木市公契約条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市公契約条例（平成24年厚木市条例第29号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(対象委託契約の範囲)

第3条 条例第6条第1項第2号の規定に基づき市長が別に定める契約は、次に掲げる契約とする。ただし、条例第2条第5号に規定する労働者等に該当しない者のみを公契約に係る業務に従事させる受注者と締結する契約を除く。

- (1) 庁舎その他の建物（その敷地を含む。）における清掃、警備（警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第5項に規定する機械警備業務に関するものを除く。）、駐車場管理、窓口受付、案内又は電話交換に関する契約
- (2) 道路、公園その他の施設の清掃に関する契約
- (3) 給食の調理に関する契約

2 条例第6条第1項第2号の規定に基づき市長が別に定める管理協定は、厚木市立老人憩の家条例（昭和48年厚木市条例第9号）第1条に規定する厚木市立老人憩の家に係る管理協定を除く管理協定とする。

(契約において定める事項)

第4条 条例第7条に規定する必要な事項は、別表第1に掲げる事項とする。

(労働報酬審議会の委員)

第5条 条例第8条に規定する厚木市労働報酬審議会（以下「審議会」という。）の委員は、6人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 事業者
- (2) 労働者
- (3) 学識経験を有する者

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第7条 審議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長等)

第8条 審議会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委

員がその職務を代理する。

(会議)

第9条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 審議会の会議は、委員（議案に係りのある臨時委員を含む。次項及び第11条において同じ。）の半数以上が出席し、かつ、事業者、労働者及び学識経験を有する者である委員の各1人以上並びに議事に係りのある臨時委員がいる場合はその1人以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第10条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第12条 審議会の庶務は、条例主管課で処理する。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

(出資法人等)

第14条 条例第9条に規定する出資法人等は、別表第2に掲げる法人とする。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第5条から第13条までの規定は、同年1月1日から施行する。

附 則(平成30年規則第48号)

この規則は、平成31年4月1日から施行し、同日以後に締結する契約について適用する。

附 則(令和2年規則第8号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

番号	事 項
1	受注者が条例第6条第1項に規定する者（以下「対象労働者」という。）に支払う労働の対価の額は、基準額（対象請負契約又は対象委託契約（以下「対象契約」という。）の締結時の労働報酬下限額及び当該労働に従事した時間数を基に市長が別に定める方法により算出した額をいう。以下同じ。）を下回らないこと。
2	受注者は、受注関係者が対象労働者に支払った労働の対価の額が基準額を下回ったときは、その差額分が支払われるよう、必要な措置を講ずること。
3	受注者は、対象労働者の氏名、業種、労働時間その他市長が別に定める事項を記載した台帳（以下「台帳」という。）を、労働の対価の支払後、速やかに作成し、当該台帳の写しを市長が指定する期日までに市長へ提出すること。
4	<p>受注者は、次に掲げる事項について記載した書面を、対象契約に係る業務が行われる作業場の見やすい適切な場所に掲示し、又は交付することにより、対象労働者に周知すること。</p> <p>(1) 対象労働者の範囲 (2) 労働報酬下限額 (3) 次項の規定による申出をする場合の申出先 (4) 次項の規定による申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いを受けないこと。</p>
5	対象労働者は、労働の対価が支払われるべき日において、支払われるべき当該労働の対価が支払われていない場合又は支払われた当該労働の対価の額が基準額を下回る場合は、市長又は受注者にその事実を申し出ることができること。
6	受注者は、対象労働者から前項の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該対象労働者が当該申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いを受けないようにすること。
7	市長は、対象労働者から5の項の規定による申出を受け、その申出の事実等を確認するため必要があると認める場合又は対象契約において定められた事項の遵守状況を確認するため必要があると認める場合は、受注者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に事業所若しくは作業場に立ち入らせ、支払状況その他の必要な調査（以下「調査等」という。）をさせることができること。
8	受注者は、受注関係者が1の項、6の項及び7の項の規定を受注者に準じて遵守するよう受注関係者との契約において当該事項を定めること。
9	7の項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、受注者又は受注関係者から請求があったときは、これを提示すること。

10	市長は、7の項の規定による調査等の結果、受注者又は受注関係者が対象契約において定められた事項に違反していると認められるときは、当該違反を是正するための措置を講ずるよう受注者に求めることができること。
11	受注者は、前項の規定により是正するための措置を講ずるよう求められた場合は、速やかに当該措置を講ずるとともに、その内容を市長が指定する期日までに市長に報告しなければならないこと。
12	市長は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合又は受注関係者が第1号に該当する場合は、対象契約が契約であるときは当該対象契約を解除し、対象契約が管理協定であるときはその指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができること。 (1) 7の項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合 (2) 前項に規定する是正の措置を講ぜず、若しくは報告をせず、又は虚偽の報告をした場合
13	市は、前項の規定による対象契約の解除、取消し又は停止命令によって受注者又は受注関係者に損害が生じた場合において、その損害を賠償する責任を負わないこと。
14	その他市長が対象契約において定める必要があると認める事項

別表第2(第14条関係)

名 称
公益財団法人厚木市スポーツ協会
公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター
公益財団法人厚木市文化振興財団
公益財団法人厚木市環境みどり公社
公益社団法人厚木市シルバー人材センター
社会福祉法人厚木市社会福祉協議会